

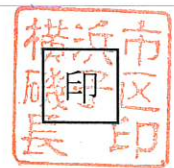
磯子区公告 第 78 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月13日

横浜市磯子区長 本城泰之



送達を受けるべき者の氏名又は名称	別紙のとおり	
送達する書類名	令和8年度固定資産税・都市計画税 令和8年度軽自動車税 令和8年度法人市民税	第1期督促状 全期督促状 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

公示日：令和8年7月13日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

作成日：令和8年7月10日

公示日：令和8年7月13日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

作成日：令和8年7月10日

公示日：令和8年7月13日

令和 8 年度賦課 令和 8 年度課税

法人市民税

地方税法第329条

[illegible]